

当院の症例報告を含む医学論文・学会、研究会発表等における個人情報保護に関する指針

当院の症例報告を含む医学論文・学会、研究会における学術発表において、個人情報保護に関する指針を次のように定めます。

- 1.患者個人の特定可能な氏名、患者番号、イニシャル又は「呼び名」は記載しない。
- 2.患者の住所は記載しない。ただし、患者の発生場所が病態等に関与する場合は区域までに限定して記載する事を可とする。
(福井県、福井市等)
- 3.日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までの記載を可とする。
- 4.他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5.既に他病院などで診断・治療を受けている場合、その施設名及び所在地を記載しない。ただし、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6.顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾病の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
- 7.症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 8.以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（又は遺族か代理人、小児では保護者）から得るか、又は倫理委員会の承認を得る。
- 9.遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」による規定を遵守する。
- 10.上記の他、特定疾患等において個別の匿名化の基準があればそれに従う。

付記

- 1.上記の「医学論文・学会、研究発表等における個人情報保護に関する指針」について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2.お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3.これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更することが可能です。